

DOTS実施率算定方法について

平成26年3月12日

公益財団法人結核予防会結核研究所

小林典子

作成に当たっての基本的な考え方

- ① 平成23年10月の通知に基づくこと
- ② 質の高いDOTSを目指すための指標となること
- ③ 保健所の努力がある程度反映できるようにすること
- ④ 現実的に算出が可能なこと

DOTS実施率算定方法

平成23年5月に改正された「結核に関する特定感染症予防指針」に、DOTSの実施状況は自治体による違いが大きく実施体制の強化が必要であること、院内DOTS及び地域DOTSの実施において医療機関と保健所との連携体制の確立が必要であることから、「DOTS実施率」を算定する評価が導入された。

今般、「『結核患者に対するDOTS(直接服薬確認療法)の推進について』の一部改正について」(平成23年10月12日付健感発1012第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)の「日本版21世紀型DOTS推進体系図」に基づいて、指針における目標である「全結核患者に対するDOTS実施率を九十五パーセント以上」の算定方法を検討した。

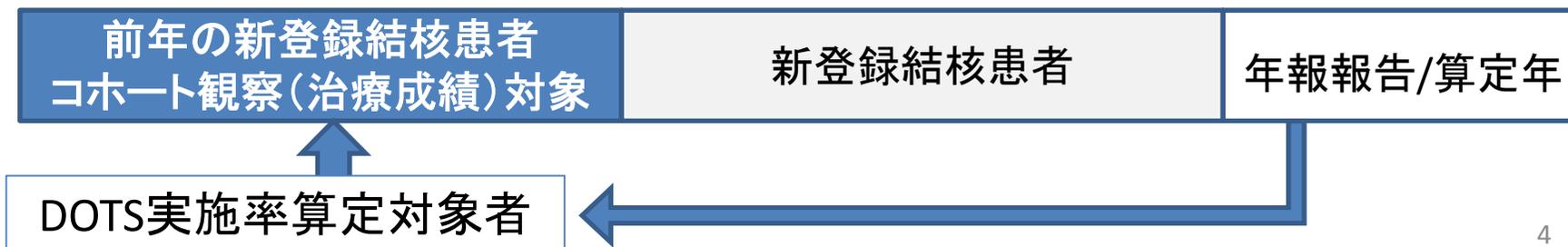
DOTS実施率算定の対象・算定式

分母：前年の新登録結核患者

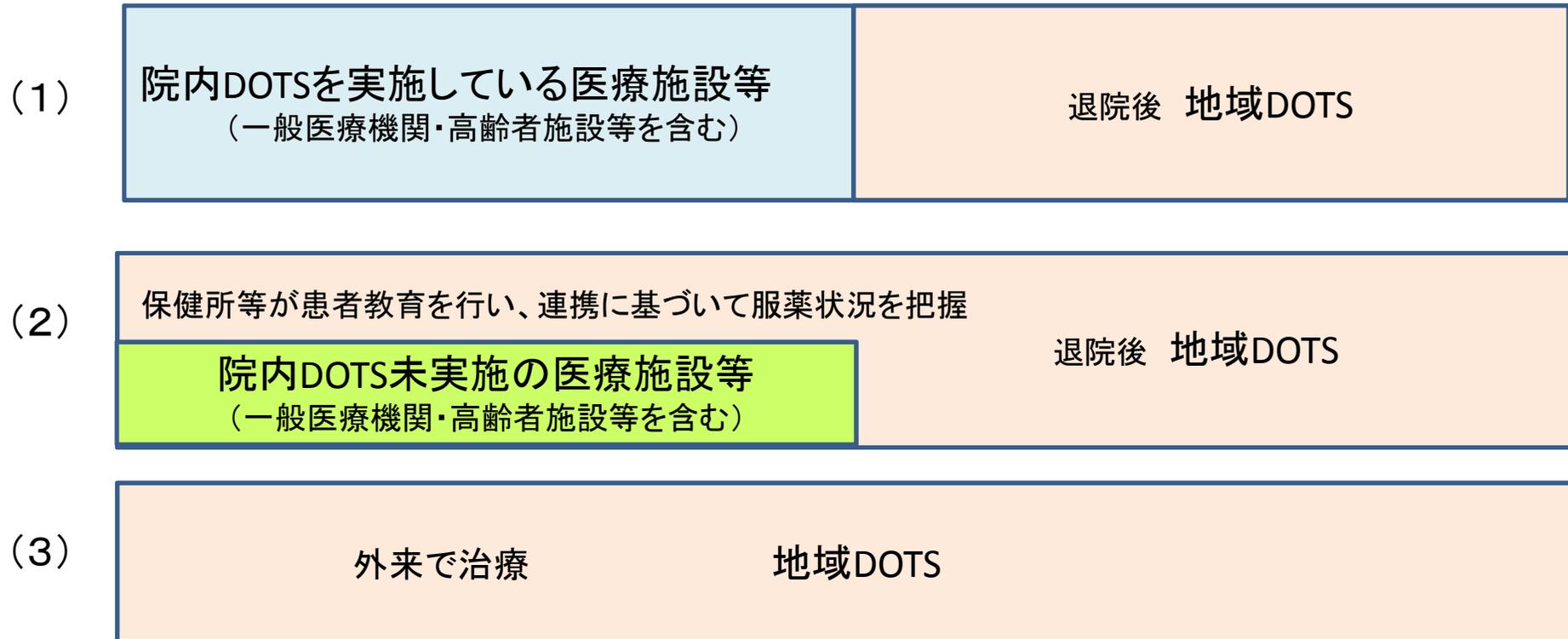
（治療開始前および治療開始1か月未満の死亡、転出を除く）

分子：分母のうち、DOTSを実施した患者数

- ・脱落中断及び死亡した患者は、それぞれ脱落中断及び死亡までの期間の実施率を計算する。
- ・治療が12か月を超える場合は、12か月で算定する。



DOTSの実施



(具体例)

- ・認知症、寝たきり等の入院(所)患者に対して、看護者・介護者による確実な服薬支援が行われている場合は院内DOTSの対象とする。
- ・一般医療機関における通常の内服管理のもの場合は、DOTS未実施とする。

DOTSの定義

- (1) 院内DOTSの実施：当該医療施設等において、「患者教育」「服薬支援」「保健所との連携」が実施されていること
- (2) 地域DOTSの実施：次の①②③を満たす。
 - ①原則DOTSカンファレンス^{注1}にて、個別患者支援計画^{注2}を策定する。
 - ②個別患者支援計画に基づいて、月1回以上^{注3}服薬確認を実施する。
 - ③服薬を確認した者は診療録や結核登録票、又は本人の服薬手帳に記録する。

注1)DOTSカンファレンス:治療開始から治療終了に至るまでの患者に対する服薬支援の徹底を図るため、医療機関や保健所等の関係機関が協議する場。関係機関との地域連携パスや個別の連絡で代用してもよい。

注2)個別患者支援計画:治療開始から治療終了に至るまでの一連の患者支援について示したもの。患者のリスクに応じて服薬支援の頻度や方法を選択し、具体的な服薬支援方法を計画する。

注3)月を基本単位とし、治療期間中の月1回以上の服薬確認を「実施(完全実施)」とする。また、不測の事態等によって実施できない場合を考慮し、治療期間内の2/3を超える月数で、月1回実施ができていれば「実施(準完全実施)」とする。(例:6か月治療の場合、5か月以上の月数で実施。9か月治療の場合、7か月以上の月数で実施。)

※ 詳細については、Q&Aを添付して対応する。